

令和 8 年 9 月 11 日

会 議 録

審 議 会 等 の 名	令和 8 年度 函南町下水道事業審議会（第 1 回）
庶 務 を 担 当 す る 所 属	建設経済部 上下水道課
会 議 の 開 催 の 日 時	令和 8 年 9 月 4 日（金） 午前 9 時 30 分から
会 議 の 開 催 場 所	函南町役場 4 階 特別会議室
出 席 者 （職・氏名）	函南町下水道事業審議会委員 10 名 会長 原広司 副会長 兵藤慎一 委員 鈴木晴範、日吉智、吉田基、伊澤竜也、 秋田真子、渡邊仁美、山下雅彦、冨田貴志 事務局 建設経済部長 村上克司 上下水道課 課長 中村大 課長補佐 山田正和 係長 今井亨英、齋藤駿、小川亜紀子 議会事務局 課長補佐 井野直樹
議 題	諮問審議 下水道事業運営の検証及び下水道料金について
審 議 内 容	【司会】 定刻より少し前になりますけれども皆様お揃いですので、令和 8 年度函南町下水道事業審議会第 1 回を開催させていただきたいと思えます。本日は、大変お忙しい中皆様方におかれましてはご出席を賜りまして誠にありがとうございます。進行を務めさせていただきます建設経済部上下水道課課長の中村と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。 本日の審議会ですけれども、審議の状況を明らかにし運営の透明性公平性を確保するため、開かれた運営を行うことといたしまして、公開とさせていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。 最初に先日、事務局の方から、各委員様へ配布させていただきました資料について、改めて確認をさせていただきます。まず一つ目、ホチキス止めの資料で、令和 8 年度函南町下水道

事業審議会（第1回）次第の資料となります。こちらには、名簿と席次表を添付させていただいております。次にホチキス止めの資料で、下水道事業審議会令和8年度第1回資料。次にその他資料。その次にスケジュール確認表として、第2回の下水道事業審議会の日程調整用に皆様の予定を確認させていただく資料となります。そして委員報酬の支払いに伴う個人番号の提供について、こちらは提出が必要となります委員の方のみに配布をさせていただきました。

以上が先日、事務局の方で事前に配布させていただいた資料でございます。不足している資料等ございませんでしょうか。ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。次第の2委嘱状の交付になります。下水道事業審議会という組織がどういう組織なのか、また、どういうときに開催をするのかなど、ご不明な点もあるかと思いますので、委嘱状の交付に先立ちまして審議会の概要について少しだけ説明をさせていただきます。恐れ入りますが、その他の資料1ページ、下水道事業審議会についてをご覧ください。

函南町下水道事業審議会条例の一部を抜粋させていただいたものとなりまして2ページは函南町下水道事業審議会条例の条文となります。1ページの(1)の函南町下水道事業審議会とは、とございますけれども、条例の第1条におきまして、下水道事業の円滑な管理運営を図るため、函南町下水道事業審議会を置くとなっております。(2)の函南町下水道事業審議会の審議事項についてでございますけれども、条例の第2条におきまして、下水道事業審議会の審議事項が掲げられております。一つ目は、下水道事業の受益者負担金、分担金及び使用料に関する事。二つ目は、その他、町長が必要と認める事項に関する事となっております。審議事項について調査審議する場合、町長は下水道事業審議会に対して諮問し、審議することになります。この後ご審議いただく下水道事業運営の検証及び下水道料金については、一つ目の使用料に該当するものとなります。

次の(3)の組織審議会委員についてでございますけれども、条例の第3条におきまして、審議会は、委員10人以内をもって組織し、町議会議員、学識経験者及び下水道の利用者のうちから町長が委嘱するとなっておりますので、本日お集まりいただきました皆様におかれましては、審議会委員として下水道事業審議会に出席をお願いしているところでございます。また委嘱の任期につきましては、条例の第3条におきまして、委員の任期は、前条に係る事項の審議を終了したときまでとするとなっております。この後町長より、下水道事業審議会に対しまして諮問書の交付をいたします。この諮問書における諮問事項の審議が全て終了するまでが任期となりま

すので、本審議会の意見を集約いたしました答申書を作成し、町長に提出するまでが任期となります。

次に(4)幹事についてですけれども、審議会の処分をするため、幹事若干人を置く。幹事は町職員のうちから町長が任命する。幹事は会長の名を受け会務を処理するとなっております。

以上が、下水道事業審議会についての説明となります。

それでは次第に戻りまして、2委嘱状の交付となります。本来でありますと、委員の皆様には町長よりお1人ずつ委嘱状を交付すべきところではございますけれども、時間も限られておりますので、皆様のお席の方に置かせていただいております。ご確認、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

続きまして次第の3委員の紹介をさせていただきますが、先に事務局の紹介をさせていただきます。まず、建設経済部長村上でございます。上下水道課課長補佐山田でございます。同じく下水道工務係長、今井でございます。同じく料金業務係長小川でございます。同じく水道工務係長斎藤でございます。以上が事務局となりますどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料、令和8年度函南町下水道事業審議会委員名簿に従いまして、事務局よりお1人ずつ皆様のお名前をお呼びいたしますので、大変恐れいたしますがその場でご起立をお願いいたします。名簿の上から順にお名前を呼ばさせていただきます。

函南町議会議員より、函南町議会議長、鈴木晴範様。

「議長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。」

函南町議会総務建設委員長、兵藤慎一様。

「兵藤です。どうぞよろしくお願いいたします。」

函南町議会文教厚生委員長、日吉智様でございます。

「よろしくお願いいたします。」

下水道利用者より間宮区区長、吉田基様。

「間宮区長の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。」

塚本区副区長、伊澤竜也様。

「塚本副区長の伊澤です。よろしくお願い致します。」

函南町PTA連絡協議会会長、秋田真子様。

「秋田です。よろしくお願い致します。」

函南女性の会会長渡邊仁美様。

「渡邊と申します。よろしくお願い致します。」

下水道事業学識経験者より、公益社団法人函南町シルバー人材センター理事長、山下雅彦様。

「山下雅彦です。よろしくお願い致します。」

元静岡県沼津土木事務所長、原広司様。

「原広司と申します。どうぞよろしくお願い致します。」

元函南町上下水道課職員、富田貴志様。

「富田でございます。よろしくお願いいたします。」

皆様どうもありがとうございました。

本日は 10 名の審議会委員の皆様全員にご出席をさせていただいております。函南町下水道事業審議会は、条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、審議会は委員の過半数以上が出席しなければ開くことができないと定められております。本日委員の皆様 10 名全員のご出席をいただいておりますので会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして次第の 4 会長及び副会長の選出となります。

下水道事業審議会条例第 4 条に基づきまして、会長 1 名、副会長 1 名を置く。会長及び副会長は委員の互選によるとされております。会長および副会長について、いかがいたしましょうか、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

「事務局一任。」

事務局一任との意見がございましたけれども、ご異議はございませんでしょうか。

「異議なし。」

異議なしとのことでございますので、事務局案をお示しさせていただきますと思います。本審議会の会長を、下水道事業学識経験者の中から、元静岡県沼津土木事務所長の原広司様に、副会長を函南町議会総務建設委員長兵藤慎一様をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

「異議なし。」

異議なしのことですので、会長には原様、副会長には兵藤様をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、会長及び副会長におかれましては、席のご移動をお願いいたします。

それでは早速で恐れ入りますが、次第の 5 会長挨拶となります。会長に選任されました原広司様からご挨拶をお願いいたします。

【会長】

皆さんおはようございます。ただいま下水道事業審議会の会長を仰せつかりました原広司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。先ほど司会の中村課長様からご説明ありました通り、今回の下水道事業の検証及び下水道料金について検証することと承知しております。近年では、少子高齢化、人口減少、また物価の高騰により函南町の下水道事業も厳しい状況であると伺っております。経営内容の見直しも検討が必要になってくるような場面もあろうかと思います。後ほど事務局から詳細な説明があろうかと思いますが、皆様方におかれましては、慎重な審議をお願いしたいと存じます。精一杯会長の任期を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

原会長ありがとうございました。続きまして次第の6 諮問書の交付となります。仁科町長より原会長へ諮問書を交付させていただきます。仁科町長、原会長恐れ入りますがご起立をお願いいたします。それでは仁科町長から原会長に諮問書をお読みいただきお渡し願います。

【町長】

函上第 610 号、令和 8 年 9 月 4 日。函南町下水道事業審議会会長、原広司様。函南町長仁科喜世志。諮問書、函南町下水道事業審議会条例第 1 条の規定により、下水道事業の円滑な管理運営を図りたいため、同条第 2 条第 1 号の規定により、下記事項について諮問します。諮問する事項、下水道事業運営の検証及び下水道料金について。

【会長】

ただいま交付いただきました諮問につきまして、皆さんで慎重に審議していただいたうえで、答申させていただきたいと考えております。よろしく願います。

【司会】

仁科町長、原会長ありがとうございました。続きまして次第 7 町長挨拶になります。仁科町長よろしく願います。

【町長】

皆様おはようございます。どちらの方におきましても、大変ご多用の中を、本日は、令和 8 年度函南町下水道事業審議会第 1 回に、出席を賜りまして大変ありがとうございます。ただいま、各委員の方々に委嘱状の交付、そして委員の中からの互選ということで、原さんには会長、兵藤さんには副会長ということで選任をしていただきました。そして諮問書伝達もいたしましたけれども、下水道事業におきましては長い歴史がございます。ご案内のように、函南町の間宮に、狩野川流域下水道東部処理区の浄化センターが、工事からいきますと、昭和 51 年頃から始まった工事で、下水道事業団が受けて対応していただきました。今日も、審議委員さんの中にご出席をお願いしてございますけれども、所在地は間宮区。隣接におきましては、塚本区ということで、現在に至るまで、スタートは狩野川流域の上流が旧修善寺町、旧大仁町、旧伊豆長岡町、旧菰山町、函南町ということで、5 町の生活雑排水を集め、滅菌消毒をしながら川の方に放流をするということで、下水道事業そのものの本来の持っている住環境の向上、そして衛生的な対応。何よりも高度成長期の頃に、全国的に求められ都市計画事業ということでスタートをいたしました。

経済活動の変遷、あるいは先ほど原さんのご挨拶の中にもあります、人口減少、あるいは家庭の生活機器の省力化によって、大きく運営上に変化が生じてございます。

そういう中において、下水道料金は公共料金の最たるもの

でございます。皆様方、各委員のご意見を頂戴しながら、将来にわたって、下水道事業が存続していくわけでございますので、安定した事業として、皆様方の忌憚のないご意見、ご提言をいただければと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

【司会】

仁科町長ありがとうございます。なお仁科町長におかれましては、所用によりここで退席をさせていただきます。

それでは、次第の8審議事項に移らせていただきます。ここからの進行につきましては原会長に議長をお願いいたします。

【会長】

はい、ご指名ですので議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。まず初めに事務局より諮問書の写しを委員の皆様にお配りいただくようお願いいたします。

ただいまお配りした諮問書につきまして、当審議会は審議を行い、その結果を答申していくことになります。皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお審議事項となる事務局説明の前に、同審議会において、函南町下水道事業審議会条例第6条に基づき、審議会の庶務を処理する幹事について、改めて事務局へ説明を求めます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

それではその他資料の1ページ、函南町下水道審議会条例を改めてご覧ください。条例第6条、審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置くとあります。また幹事は町職員のうちから町長が任命するとございます。

町からは昨年度まで上下水道課に課長補佐の役職で携わり、令和6年度の経営戦略策定にも従事しました、議会事務局の井野直樹課長補佐を幹事として、この審議会の審議を終了するまでの期間、任命させていただくこととさせていただきました。

【会長】

はいありがとうございます。承知いたしました。幹事は、審議会の委員ではなくて、町長から任命されて、会長の命を受けて、審議会の会務を処理する職員という、実質的には審議会の運営を補助する事務局側の職員として位置づけられたものであると認識いたします。あくまでも審議会を補助するという立場ではございますが、企業会計に長年携わった経験を活かして的確な補助を期待したいと思います。井野様、一言お願いできたらと思います。

「はい。審議会の幹事を仰せつかりました井野と申します。よろしくお願いいたします。幹事として微力ではございますが、審議会の補助を務めさせていただきますので、どうぞよろし

くお願いします。」

それでは審議事項、下水道事業運営の検証及び下水道料金について、事務局からの説明を求めます。よろしくお願いします。

【事務局】

はい、資料の説明につきましてですが、最初に私の方から配付させていただきました資料のうち、函南町下水道事業審議会、令和8年度第1回資料のうち、28ページの令和8年度下水道事業審議会スケジュール案について説明をさせていただきます。資料の28ページをご覧ください。

本日9月4日が、令和8年度の第1回の審議会となります。本日はこの後、事務局からの説明におきまして下水道事業の概要や、公営企業会計の仕組み、将来予測などを説明させていただきます。審議会委員のうち、多くの皆様が、下水道事業の審議に初めて携わることと思われます。そのため本日の会議でありますけれども、事務局からの説明に多くの時間を使わせていただきまして、皆様に下水道事業をよく知っていただく回とさせていただきたいと思います。そのため、具体的な料金改定についての議論までは、本日は至らないこととなります。本日は事務局からの説明を聞いていただき、理解を少しでも深めていただき、そして疑問を質問し、次回以降の本格的な審議に備えていただく、そのような回とさせていただきたいと思います。

なおスケジュールの案でございますけれども、全部で5回を予定しておりますが、審議の進捗によりましては全部で6回など回数が変更になるかもしれません。その点についてもご了承いただければと思います。また、スケジュール案のその他といたしまして、令和9年1月上旬ごろ、この時期もまだ予定ではございますけれども、審議会の途中で審議状況を利用者である住民の皆様へ説明する機会を設けたいことから住民説明会の実施を予定しております。住民説明会で住民の皆様からいただきましたご意見やご質問を、その後の審議会でご報告させていただきます。住民の意見も加味した中で最終的な答申をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

それでは資料に基づき説明をさせていただきます。

資料は、函南町下水道事業審議会令和8年度第1回資料を、本日はメイン資料と呼ばせていただき、もう1つのその他資料と区分させていただきたいと思います。

メイン資料により、事業概要や課題について説明する前に、料金改定を進めるベースとなる「函南町下水道事業経営戦略」について説明させていただきます。その他資料11ページからが掲載されているページとなります。本日は時間の都合で、経営戦略の細かい説明は省かせていただき、概要を説明させ

ていただきます。

函南町下水道事業経営戦略とは、下水道事業を将来にわたって安定して運営するための経営計画であり、函南町の下水道事業の経営戦略の最新のものは令和 6 年度策定のものとなります。なお、この経営戦略は下水道事業と合わせて、田代地区の農業集落排水事業についても計画を定めたもので、資料の説明文や表などに農業集落排水事業も出てきますが、今回の審議会におきましては、下水道事業の部分だけが該当となります。

この経営戦略は、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間を計画期間として、将来にわたって安定した下水道事業を運営するための計画です。内容をまとめますと、函南町の下水道事業について「使う人は減って、料金収入は減っていく。しかし、下水道管の修理、更新、耐震化にはこれからもお金が必要」という状況です。令和 5 年度には水洗化人口が 25,035 人でしたが、令和 16 年度には 23,633 人、50 年後には 15,813 人まで減る見込みです。それに伴い、現在の料金水準のままだと、使用料収入も令和 5 年度の約 3 億 100 万円から、令和 16 年度には約 2 億 8,600 万円、50 年後には約 1 億 9,100 万円まで減少する見込みです。

そのため、経営戦略では、使用料の適正化。経費の削減。一般会計繰入金への依存度の低減。国の交付金の活用。企業債の適切な活用。施設の計画的な更新・耐震化を組み合わせ、下水道事業を維持していこうとしています。重要なのは、単純に「料金を上げればいい」ということではなく、料金を改定する前に、どこまで経費を削減できるのか。一般会計からどこまで負担することが適切なのか。国の交付金をどこまで活用できるのか。施設更新をどこまで優先順位付けできるのか。

こうしたことを総合的に考える必要があり、経営戦略は、そのための 10 年間の基本的な道筋を示したものとなっています。

今回の審議会におきましても、この経営戦略の考えを取り入れ、検討を進めていただきたいと思います。

それでは、メイン資料の 1 ページの事業の概要から説明させていただきます。

(1)函南町公共下水道事業の概要といたしまして、函南町の公共下水道事業は、昭和 51 年度から污水管渠の整備に着手し、昭和 60 年 10 月から供用を開始しました。処理区は東部処理区と間宮処理区に分かれ、間宮処理区は令和 5 年度に概ね整備が完了しています。

この間宮処理区とは、大場川を渡り、三島市安久地区と隣接する間宮地区と、同じく大場川を渡り三島市御園地区と隣接する塚本地区となりまして、この間宮地区の下水道排水は三島市へ排水処理をお願いしており、その地域に住む利用者

の皆さまは、三島市の下水道料金のもと、三島市へ下水道料金を支払っておりますので、今回の料金改定の審議の対象外ということになりますので、ご了承ください。

そして東部処理区というのが、今回の審議の対象となる地域となりまして、国道 136 号沿いに位置する県管理の狩野川東部浄化センターへ排水しています。

下段が令和 7 年度末の整備状況を示しています。行政区域内人口 35,786 人に対して、処理区域内人口は 27,403 人、下水道に接続している水洗化人口は 24,922 人となっております。面積や人口について東部処理区がそのほとんどを占めていることがわかるかと思います。

2 ページをご覧ください。公共下水道事業施設の概要です。マンホールポンプ場について説明させていただきます。下水道の排水は一般的に高いところから低いところへ水が流れる自然流下の力を使って処理場まで汚水を運びます。しかしながら、勾配がとれないところは、ポンプの力を使って強制的に下から上へ汚水を送る仕組みとなっており、それをマンホールポンプと呼びます。現在函南町には合計 28 箇所のマンホールポンプ場が設置されています。

中段の函南町公共下水道事業計画区域とは、下水道法に基づく事業計画区域で、概ね 5 年以内に整備を実施する区域を意味しています。函南町の公共下水道事業は全体計画で将来までにおいて整備されるエリアがあり、その中で、事業計画区域として概ね 5 年程度で整備するエリアを定め、計画的に整備を進めることとなっております。この全体区域は、函南町全域全てではなく、市街地を中心に整備されるエリアは限定されています。山間部方面となる桑原地区や丹那方面、ダイヤランド等は将来的にも下水道が整備されないこととなっており、そうしたエリアは浄化槽による個別の排水ということになります。

3 ページをご覧ください。

下水道の未普及対策事業とは、事業計画区域内で下水道が整備されていない地域に、下水道を整備して「下水道を使える人口」を増やすための工事を意味します。灰色はすでに整備が完了しており、赤色は令和 8 年度の工事箇所、緑色は令和 9 年度以降の工事予定箇所として着色しています。町内で今後未普及対策事業を予定している箇所は、大竹地区や畑毛地区、新田地区などとなっています。

4 ページをご覧ください。

下水道の改築事業とは、既に供用している管路やマンホールなどの施設を計画的かつ効率的に維持管理するためストックマネジメント計画を策定し、点検調査や修繕改築を実施しています。

写真は下水道管路内にテレビカメラを投入して管路調査を実施している状況ですが、モニター越しに異常がないか確認

し、異常が発見された場合は修理や改築の実施箇所として計上し、計画的に更新や修理を行っていきます。

以上のとおり、未普及対策箇所の工事と合わせて、供用開始から年数が経過した管路やマンホールなどの修理や改築も進めている状況です。

その他資料の 57 ページからの函南町公共下水道ストックマネジメント計画をご覧ください。このストックマネジメント計画とは、下水道施設を適切に点検、調査し、施設の状態を把握したうえで、必要なものから計画的に改築、更新していくための計画で、施設を一律に更新するのではなく、状態や重要度を踏まえて優先順位をつけることで、長期的なコスト削減を図るものとなっております。この計画は令和 10 年度までとなっておりますが、それ以降につきましても、この計画を見直して更新し、計画に基づく改築事業を進めていくこととなります。

5 ページをご覧ください。ここからは公営企業会計の仕組みについて説明させていただきます。それでは、下水道事業のお金の管理についてご説明します。

下水道事業では、公営企業会計という仕組みを使っています。簡単に言いますと、下水道事業のお金の出入りや経営状態を、一般の行政のお金とは分けて、より分かりやすく管理する仕組みです。下水道は、道路や公園などと同じ行政サービスですが、利用する方から下水道使用料をいただき、その収入を使って施設の維持管理を行うという、企業に近い性格があります。そのため、下水道事業だけの収入と支出を整理し、下水道事業がどのくらいのお金を使い、どのくらいの収入があり、将来も続けていけるのかを確認できるようにしています。

また、公営企業会計では、その年度に発生した収益や費用を整理することで、事業の本当の経営状況を把握しやすくしています。

6 ページをご覧ください。次に、下水道事業のお金は、大きく二つに分けて考えます。一つが収益的収支で、もう一つが資本的収支です。簡単に言えば、収益的収支は毎日の下水道を動かすためのお金。資本的収支は将来のために施設を整備するお金です。例えば、処理場を動かしたり、下水道管を維持管理したりするための費用は、収益的収支になります。一方、古くなった下水道管を新しくしたり、施設を改良したりするためのお金は、資本的収支になります。このように、日々の運営に必要なお金と、将来の施設整備に必要なお金を分けて管理しているということです。

7 ページをご覧ください。下水道使用料の考え方についてです。

下水道事業では、原則として、汚水を処理するためにかかる費用は、下水道を使う方からいただく使用料で賄うという

考え方があります。そこで、使用料でどのくらい費用を賄っているのかを見る指標が、「経費回収率」です。経費回収率は、下水道使用料 ÷ 汚水処理費 × 100 で計算します。

例えば、汚水処理に 100 円かかって、使用料で 80 円賄っていれば、経費回収率は 80% です。函南町の場合、令和 6 年度の経費回収率は 74.8% となっています。これは簡単に言えば、汚水処理に 100 円かかるのに対して、使用料では約 75 円しか賄えていないということです。そのため、使用料で不足する部分については、一般会計からの繰入金によって補っています。

つまり現在は、「下水道使用料」+「一般会計からの繰入金」によって、下水道事業を支えている状況です。

今回の審議会では、こうした現在の経営状況を踏まえ、将来にわたって安定した下水道サービスを続けるために、下水道使用料を含めた適切な負担のあり方について、ご審議いただきたいと考えています。

続きまして 8 ページの 3 将来の予測について説明させていただきます。ここからは、今後の下水道事業がどうなっていくのか、将来の予測について説明させていただきます。

まず、水洗化人口と有収水量についてです。水洗化人口というのは、簡単に言いますと、実際に下水道を使っている人の数です。資料では、令和 3 年度から令和 18 年度までの水洗化人口の推移を示しており、グラフを見ると、今後、水洗化人口は減少していく見通しとなっています。令和 7 年度では約 2 万 5,000 人ですが、令和 18 年度には約 2 万 3,200 人まで減少する見込みです。人口が減れば、当然、家庭などから流される下水の量も少なくなります。ページ下段のもう一つのグラフが「有収水量」です。有収水量とは、下水道使用料をいただく対象となる排水する水の量のことです。こちらについても、水洗化人口の減少に伴って、今後は減少していく見通しです。令和 7 年度では約 269 万 7,000 立方メートルですが、令和 18 年度には約 251 万立方メートルまで減少する見込みとなっています。つまり、今後は下水道を使う人が減ると、使われる水の量も減るという流れになることがこのグラフからわかります。

9 ページをご覧ください。(2) 下水道使用料の推移についてです。

先ほど、水洗化人口と有収水量が減少していくという説明をしました。下水道を使う人が減り、使用する水の量も減れば、それに応じて下水道使用料の収入も少なくなります。資料では、現行の使用料体系をそのまま続けた場合、使用料収入は減少傾向になるとしています。令和 7 年度では約 3 億 300 万円ですが、令和 18 年度には約 2 億 8,200 万円まで減少する見込みです。大事なことは、使用料収入が毎年大きく増えることは期待できず、むしろ人口減少によって、今後は減って

いくということです。

下段の(3) 経常収支比率の推移についてです。経常収支比率とは、簡単に言えば、その年度の通常の収入で、通常の支出を賄えているか、を見る指標です。100%以上であれば、基本的には収支が黒字ということになります。逆に、100%を下回ると、通常の収入だけでは通常の支出を賄えず赤字になっていることを示します。

資料では、現在の使用料をそのまま据え置いた場合、公共下水道事業の経常収支比率は、令和7年度の101.3%から、令和18年度には93.6%まで低下すると見込んでいます。現在は100%を超えていて、何とか収入で支出を賄えている状態ですが、将来的には100%を大きく下回る見込みとなっております。人口減少などによる使用料収入の減少が、支出の減少幅を上回る状況が続くことが原因となっています。簡単に言いますと、収入は減っていく一方で、下水道施設の維持管理などに必要な支出は、収入ほどには減らない、ということです。そのため現在の使用料のままでは、将来的に収支が厳しくなっていくことが分かります。

続いて10ページの収益的収支の推移です。ここでは、下水道事業の毎年の収入と支出、そして最終的な損益がどうなっていくのかを示しています。資料では、令和3年度以降の収益的収支を示しています。現在の使用料体系をそのまま続けた場合、有収水量と水洗化人口の減少に伴って、使用料収入が減少していきます。一方で、支出については、人口が減ったからといって同じ割合で減らすことができるわけではありません。下水道管やマンホールポンプ場などの施設は、利用する人が減っても維持管理や修繕が必要となるためです。その結果、収入よりも支出の方が大きくなる状況が続き、資料では令和9年度以降、損益赤字が継続する見込みとなっております。これは、令和9年度以降は、現在の使用料のままでは毎年赤字が発生する見込みだということを意味しています。

ここまでの内容をまとめますと、人口が減る、下水道を使う水量が減る、使用料収入が減る、収支が悪化する、という流れになります。

次に、11ページの物価高騰の状況についてです。こちらの資料では、令和3年度から令和8年度までの物価高騰の一例として、下水道事業に係る作業員の単価や管などの材料単価の推移を示しています。まず普通作業員の単価です。令和3年度から令和8年度にかけて、普通作業員の単価は上昇しており、約1.2倍の上昇になっています。同じ工事を行う場合でも、人件費が以前より多く必要になるということです。

次に、硬質塩化ビニル管、VU200の単価です。こちらでも令和3年度から令和8年度にかけて上昇しており約1.6倍の上昇となっています。また、一番下の硬質塩化ビニルライト蓋についても単価が上昇しており約1.6倍となっています。下

水道工事では管路などの資材を使用しますので、材料費が上がれば当然、工事費も上がることとなります。

このページでは、人口減少によって下水道使用料収入が減少する一方で、下水道施設を維持・更新するための人件費や材料費などは上昇しているということです。つまり収入は減る方向なのに、必要な費用は増える方向という、下水道事業にとって厳しい状況となっていることがわかるかと思います。

続いて 12 ページをご覧ください。今後必要となる事業費の推移についてです。令和 3 年度以降の公共下水道事業の事業費と、今後の事業費の内訳を示しており、令和 9 年度以降については、公共下水道事業の事業費は、おおむね年間 3 億円程度で推移する計画となっています。その内訳は大きく分けて、未普及整備事業、改築更新事業、耐震化事業、流域下水道建設負担金、その他の計画策定に係る費用があり、令和 9 年度から令和 18 年度までの事業費については、合計で約 29 億 2,967 万円としています。このうち、特に大きな金額を占めているのが改築更新事業です。既に整備されている下水道施設について、古くなったものを修繕したり、更新したりするための費用が多くかかることとなっております。下水道は、一度整備すれば終わりというものではなく長期間にわたって使い続けるためには、計画的な修繕や更新が必要になります。

13 ページの公共下水道事業の今後の事業費計画は 12 ページで説明した事業費合計約 29 億円について、計画と年度ごとに金額を積み上げた資料を示しています。

使用料収入が減少する一方で、老朽化した施設の更新、耐震化、維持管理などには、引き続き一定の費用が必要となります。

今後は人口減少によって下水道使用料収入が減少する一方で、物価高騰により工事や維持管理に必要な費用は増加する見込です。そのため、現在の使用料体系を据え置いた場合、令和 9 年度以降は赤字が継続し、経常収支比率も令和 7 年度の 101.3%から令和 18 年度には 93.6%まで低下する見込みとなっております。

将来の状況を踏まえて、今後の下水道事業を安定して運営していくために、どのような対応が必要なのかを検討していく必要があります。

続きまして 14 ページ、下水道使用料の現状と課題についてを説明させていただきます。ここでは、下水道事業を運営するうえでの基本的な考え方について説明させていただきます。

下水道事業には、大きく独立採算の原則、受益者負担の原則、雨水公費・汚水私費の原則、という 3 つの考え方があります。

まず独立採算の原則ですが、これは、下水道事業に必要な

経費について、基本的には下水道事業そのものの収入で賄い、自立した事業運営をしていくという考え方です。もちろん、すべての経費を使用料だけで賄うということではありません。雨水の処理にかかる費用など、下水道を利用する人だけに負担を求めることが適当ではない経費については、公費、つまり税金で負担することとされています。

次に受益者負担の原則です。これは、下水道を利用することで利益を受ける方には、その受益に応じて負担していただくという考え方です。

そして3つ目が雨水公費・汚水私費の原則です。雨水については、自然現象によって発生するもので、その処理による利益も広く町全体に及ぶため、基本的には公費、つまり税金で負担します。

一方、家庭や事業所から出る汚水については、原因者や受益者が明確ですので、基本的には下水道使用料などの私費で負担するという考え方になっています。

今回、使用料についてご審議いただくうえでも、この基本的な考え方が前提となります。

続きまして、15 ページをご覧ください。ここでは、函南町の下水道使用料がこれまでどのように変わってきたのかを整理しています。函南町の使用料は、「基本料金」と、使用した水量に応じて加算する「超過料金」によって算定する、従量使用料制となっています。現在の料金になるまでに、平成 29 年 7 月と令和 2 年 7 月に条例を改正し、料金を改定しています。3 つの表の一番上の表が、平成 29 年 6 月までの料金表で、一般用の場合、20 立方メートルまでの基本料金が 1,600 円で、20 立方メートルを超えた分については、使用水量に応じて段階的に 1 立方メートル当たり 81 円から 85 円としていました。

その後、真ん中の表になりますが、平成 29 年 7 月からは、20 立方メートルまでの基本料金を 2,000 円、20 立方メートルを超える分を 1 立方メートル当たり 100 円となりました。

そして、一番下の表となりますが、令和 2 年 7 月から現在の料金体系となっており、20 立方メートルまでの基本料金が 2,100 円、20 立方メートルを超える分については 1 立方メートル当たり 105 円となっています。

なお、資料の金額はすべて税抜きで表示しています。

また、下水道使用料については、水道料金と合わせて 2 か月ごとに検針・請求を行っています。

続きまして 16 ページからの使用状況について説明させていただきます。ここからは、実際に町民の皆さんがどのくらい下水道を使用しているのか、そして、その使用水量によってどの程度の使用料になっているのかを整理したものです。なお、算出に用いたサンプルは令和 7 年度の 3 月請求分のものについてです。

調定件数は 4,600 件、排水した水量は 159,330 立方メー

ル、料金は 1,999 万 2,930 円となっています。

上段のグラフは、排水した水量を「0 から 20 立方メートル」「21 から 40 立方メートル」「41 から 60 立方メートル」「61 から 80 立方メートル」「81 立方メートル以上」の 5 段階に分けてその件数を表しています。ここでは、函南町の家庭用のお客様は約 3 分の 1 が基本料金までとなる 0～20 m³まで。また 40 m³までも含めた 0～40 m³を使用する方が全体の 3 分の 2 を占めているということがわかります。

一方で 16 ページ下段の表は、0～20 立方メートル、21～40 立方メートル、41～60 立方メートル、61～80 立方メートル、81 立方メートル以上の 5 段階にわけて、それぞれの段階ごとに排水した合計の排水量の内訳を示したものです。

件数は 0～20 立方メートル、21～40 立方メートルで 3 分の 2 を占めていましたが、排水量の合計としては逆に 41 立方メートル以上の方々に約 3 分の 2 を占めている結果となります。

続いて 17 ページをご覧ください。こちらは、先ほどの家庭用について、使用水量の段階ごとに、実際にどれだけの使用料収入になっているのかを示したものです。0 から 20 立方メートルの区分では 327 万 5,520 円、21 から 40 立方メートルでは 508 万 2,780 円、41～60 立方メートルでは 571 万 2,370 円、61 から 80 立方メートルでは 315 万 6,130 円、81 立方メートル以上では 276 万 6,130 円となっています。当然のこととなりますが、排水量が多くなるほど 1 件当たり負担額も大きくなっています。

続いて 18 ページです。こちらは営業用の使用状況です。令和 7 年度 3 月請求分では、調定件数が 129 件、使用水量が 27,815 立方メートル、料金が 324 万 3,240 円となっています。家庭用と同じように、使用水量を段階別に分けています。営業用については、家庭用と比較して 1 件当たりの使用水量が多い事業者もあるため、81 立方メートル以上の区分に入る件数が 49 件、全体の 38%を占めているのが特徴として現れています。下段の使用水量についても、81 立方メートル以上の区分が大きな割合を占めています。

19 ページは、営業用について、使用水量の段階ごとに料金を整理したものです。

件数も、排水量も多い 81 立方メートル以上の方が金額の内訳も多くを占めています。結果として、家庭用と営業用では使用水量の構成に違いがあることが分かっていたのだと思います。

続いて 20 ページからの公共用内訳となりますが、公共用は主に、小学校、中学校、高校や役場など使用量の多い施設が多くを占めておりますので、件数、水量、料金それぞれのグラフで 81 立方メートル以上が多くを占めています。

続きまして 22 ページの使用料の比較について説明させて

いただきます。県内の市町と函南町の下水道使用料を比較しています。比較条件は、各市町とも2か月で20立方メートルを使用した場合の条件とし、税込みの金額で比較しています。函南町の現行の使用料を県内の市町と比較しますと、29市町のうち21番目と低い水準にあります。

近隣市町においても、熱海市が6,274円、三島市が2,252円、伊豆の国市が2,590円、長泉町が1,540円などとなっており、市町によって料金にはかなり差があります。それは、それぞれの市町で人口や密度、施設の規模、汚水処理にかかる経費など、事業を取り巻く環境も異なることが起因しているからであると捉えております。

今後、料金改定の審議をする上で1つの参考となる資料とはなりますが、函南町が今、安い水準にあるから、値上げする。と単純に考えるのではなく、函南町の今後の経営状況等を見定めた中でご審議いただきたいと考えております。

次に23ページの「課題と今後の対応策について」説明させていただきます。現在の使用料体系をこのまま維持した場合、今後、人口減少に伴って下水道の使用水量が減少し、それに伴って使用料収入も減少していくことが見込まれます。一方で、下水道施設を維持するためには、一定の経費が継続して必要となります。その結果、今後は「経常収支比率」や「経費回収率」が100%未満で推移することとなり、使用料収入だけでは賄うことのできない経費について、一般会計からの繰入金に依存せざるを得ない状況が続くことになります。

さらに、函南町では、今後も未普及整備事業と既存施設の老朽化対策や耐震化対策なども必要となっており、合わせて毎年3億円程度の事業費を見込んでいます。町としては、これらの事業を先送りすることなく、計画的かつ確実に実施していくためには、そのための財源を確保していくことが重要であると考えています。

また、現在の函南町の使用料は、1か月20立方メートル使用した場合で県内市町と比較しても低い水準となっています。このため、令和9年度以降、100%未満で推移することが見込まれる経常収支比率や経費回収率を改善し、一般会計からの繰入金への依存を少しでも緩和するとともに、必要な事業費を確保して、将来にわたって下水道事業を安定して運営していくためには、適正な水準への使用料改定が必要不可欠であると考えています。

ただし、使用料の改定は、当然ながら町民の皆さまの負担に直接関わるものです。そのため、単に「経営が厳しいから料金を上げる」という考え方ではなく、今後どのような料金改定を行っていくのか、また、町民の皆さんの生活にどのような影響が生じるのかといった点も考慮する必要があります。こうした部分を確認しながら、適切な改定期期や使用料の水準について、今後さらに精査していきたいと考えていま

す。審議会では、今後、こうした下水道事業の現状と将来見込みを委員の皆様にご説明したうえで、今後の使用料のあり方についてご意見をいただきたいと考えております。

続いて資料 24 ページ、使用料改定について、を説明させていただきます。令和 7 年 2 月策定の経営戦略においては、今後の経営シミュレーションにおける収益的収支のバランスは、純損失の継続が見込まれ、現状のままでは事業の運営継続が困難となる試算結果となりました。また、経常収支比率は 100%を下回り、経費回収率についても 74.8%と横ばいで推移し、必要な経費を使用料で賄えない状況が長期化する懸念があります。したがって、今後も持続可能な公営企業経営を持続するためには、使用料改定の検討が不可欠であると考えております。

経営戦略では、経営シミュレーションの結果を踏まえ、財政収支の均衡を図るべく、令和 9 年度より 5 年ごとに使用料改定を行うこととしています。経営戦略ではこのような内容の計画となっていますが、本審議会においては、令和 6 年度に策定した経営戦略の結果そのとおりとすることに拘らず、柔軟に様々な意見をいただいたうえで料金改定の検討を進めていただきたいと考えております。

そのため、今後の使用料改定方針案について説明させていただきます。改定方針案とは、料金改定を検討するうえで、基準や考えを定め、それに基づいて、様々なパターンを比較検討しながら、審議を進める。そのための案と捉えていただきたいと思います。

24 ページ真ん中の、四角い囲いの中、料金改定方針について、一つ目の◇使用料算定期間は、使用料の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性などの要素を考慮し、3 年から 5 年を基準に設定する。二つ目の◇計画期間内は、経常収支比率 100%を目指し、経費回収率については段階的な使用料の改定において将来的に 100%を目指す。というものにさせていただきます。

一つ目の◇算定期間 3 年から 5 年に設定するというのは、例えば 3 年であれば令和 9 年度から 11 年度までの期間中、5 年であれば令和 9 年度から 13 年度までの期間中、対象経費を算定する期間となります。一般的に、算定期間が短ければ一回の改定率は下がることとなりますが、その分改定の頻度は多くなります。算定期間が長ければ一回の改定率は大きくなりますが、その分改定の頻度は少なくなります。

第 2 回からの本格的な審議の中では、算定期間 3 年のもの、5 年のものを用意させていただき、改定率や改定額に着目していただきながら審議していただくことを想定しております。

二つ目の◇経常収支比率と経費回収率についてですが、経常収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、

維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標であり、事業を継続して経営していくためには黒字であることを示す 100%以上が必要と考えています。経費回収率とは、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを示す指標で数値が 100%を下回っている場合は、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保が必要と考えられます。なお、令和 6 年度の経営戦略では、令和 9 年度の料金改定で経費回収率 100%まで達する改定を予定したシミュレーションとなっております。経費回収率 100%を一回の料金改定で達成することは当然、目指すべきところであると考えたものですが、令和 6 年度に策定した経営戦略後から更に物価高騰は進んでいますので、経営戦略で予定されている 37.2%の改定では足りず、もっと大きな改定となってしまう可能性があります。

合わせて、上水道料金も約 42%の改定を計画しており、これから議会で審議いただくことになりますが、仮に上水道料金も 42%上がることも想定すると、利用者目線で考えたときに、下水道料金の改定の負担は大きなものと認識しております。

そのため、経営戦略の内容のまま、改定に向けて審議を進めるのではなく、経費回収率はすぐに 100%を目指すのではなく、段階的な使用料の改定において将来的に 100%を目指すという方針を示させていただいております。2 回目からの審議会では、例えば、経費回収率 100%を達成するもの、90%のもの、80%のものなど経費回収率に着目して複数のパターンを用意し、皆さまに審議いただく予定です。

なお、今年度改定を実施する伊豆市や長泉町は、この経費回収率を 80%にすると報道等ではされていましたが、単純に考えた場合、函南町も経費回収率 80%程度として、あとの不足分は一般会計から負担してもらえばいいのではないかと考えることもできるかもしれません。

ここでその他資料の 75 ページをご覧ください。財政部局から発出された経常収支比率の改善に向けた取組について、です。一般会計と公営企業会計の経常収支比率とは、意味するものが異なり、一般会計の経常収支比率とは、入ってくる収入に対して、毎年決まって出て行く経費にどれだけお金を費やしているかを意味しています。経常収支比率が高いということは、財政的な余裕がない。投資的事業など新規事業への投資余力が少ないということとなります。その他資料の 76 ページでは、この一般会計の経常収支比率が函南町の令和 7 年度決算において 95.4 ポイントと県内でワースト 1 位であったと報告があり、財政部局からは、改善に向けた取組みの依頼とともに、公営企業会計への負担の見直しも必要であると言われてしています。

もちろん、一般会計からの繰出しは基準に基づき適切に負担していただくものもあり、その負担なしに今の下水道事業の経営はできないものであります。しかしながら、このように一般会計の財政も厳しい状況は事実でありますので、一般会計からの負担に頼りながらも、経費回収率の向上を目指し、健全な下水道事業の経営を続けるためにも適切な料金改定が必要となります。

その一方で、経費回収率の向上を目指しすぎると、それは改定率や改定額に跳ね返ってきますので、第2回からの審議において慎重に検討が求められる部分であると考えており、第1回においては、メイン資料24ページ記載の改定方針案とさせていただきます。

続いて25ページの新料金体系の方針について説明させていただきます。本改定における基本料金及び超過料金の体系については、基本的に現行を維持することといたします。特に超過料金については、前々回の使用料改定において、多量使用世帯、子育て世帯及び高齢者を抱える世帯への配慮を目的に、従量累進制を廃止し、単一料金へと見直した経緯を鑑みて本改定においても引き続き現行の単一料金を維持する方針とします。このように記載させていただいております。

その他資料の3ページからが該当部分となります。こちらが平成28年度に実施した下水道事業審議会の答申書となりますが、4ページの6行目からとなりますが、子育て世代や高齢者を抱える世帯など水を多く使用する家庭に配慮し、基本料金の20立方メートルを超える場合に設定した超過加算は行わないこととし、使用料金体系は従量累進制を廃止し、一律基本単価とする。と答申いただいたものです。

メイン資料に戻っていただき、改めて15ページになりますが、平成29年度の改定前までは従量累進制による料金体系だったものが、平成29年度の改定より単一料金とされました。今回の審議会においても、平成28年度の下水道事業審議会の考えを踏襲し、引き続き現行の体系で進めていく方針として考えております。

それでは、26ページをご覧ください。ここでは使用料を適切な時期や水準で改定しなかった場合に、下水道事業の経営にどのような影響が出るのか、一般的な事柄とはなりますが説明させていただきます。

まず1つ目は、使用料収入の減少が続き、収支不足が拡大するということです。

下水道使用料が減少していく一方で、人件費や施設の維持管理費、電気代などの費用は必要となりますので、使用料収入だけでは費用を賄えなくなり、赤字が慢性化する可能性があります。また、減価償却費に相当する資金を確保できなくなると、将来、下水道施設を更新するための財源も不足することになります。

2つ目は、一般会計からの繰入金への依存が高まるということです。下水道事業の収入が不足すると、その不足分を一般会計からの繰入金で補う必要が出てきます。しかし、一般会計の財源にも限りがありますので、繰入金が増えれば、教育や福祉、道路など、他の行政サービスに使える財源を圧迫することになります。また、下水道を利用する方の負担を、利用していない方も含めて広く負担することになるため、受益者負担の公平性という面でも課題が生じます。なお、先ほども説明させていただきましたが、函南町は一般会計の財政状況も非常に厳しいため、一般会計からの繰入金を増やしていくことは難しい状況となっています。

3つ目は、資金不足による事業の停滞が発生するということです。下水道管の整備や、老朽化した施設の更新・改築には多額の費用が必要になります。国庫補助金や企業債を活用したとしても、町が負担する自己負担分の財源が不足すれば、工事そのものを先送りせざるを得なくなる可能性があります。

4つ目は、下水道施設の更新・修繕に必要な財源が不足するということです。特に、下水道管路やマンホールポンプ場などの更新が遅れると、老朽化による故障や事故のリスクが高くなります。下水道は日常生活に欠かせない施設ですので、安定して使用していただくためにも、計画的な更新や修繕を行っていく必要があると考えております。

そして5つ目が将来的に、より大幅な料金改定が必要になるということです。今回、料金改定を先送りしたとしても、経営上の問題そのものがなくなるわけではありません。むしろ、赤字や資金不足をそのままにしておくと、将来、さらに大きな料金改定が必要となる可能性があります。現在必要となっている費用を将来に先送りすることで、結果として将来世代により大きな負担をお願いすることにもなります。

続いて、27ページをご覧ください。こちらは、下水道事業について料金改定せず現行料金を継続した場合のシミュレーションとなります。単位は千円です。

令和3年度から令和18年度までの状況を年度ごとに示しています。実績・予算値を基に、その後の年度については物価高騰等を考慮した予測値を示しています。

まず、表の上段にある下水道使用料をご覧ください。令和3年度は約3億745万円でしたが、その後、人口減少などに伴って使用料収入が減少していく見込みとなっており、令和18年度には約2億8,161万円となっています。令和3年度と令和18年度を比較すると、約2,585万円の減少となります。

次に、その下の「小計(A)」は、下水道使用料のほか、他会計負担金や長期前受金戻入などを含めた収益的収入の合計です。令和3年度の約9億731万円から、令和18年度には約8億3,588万円まで減少する見込みとなっています。

一方、その下の「小計 (B)」が、収益的支出、いわゆる維持管理など日々の業務活動で必要となる費用の合計です。人件費、委託料、流域下水道維持管理負担金、減価償却費、支払利息などが含まれています。令和 3 年度は約 8 億 5,892 万円ですが、令和 18 年度は約 8 億 9,255 万円となっており、収入が減少する一方で、支出は大きく減少しないことが分かります。その結果、「利益 (A) - (B)」をご覧くださいと、令和 3 年度は 4,839 万円の利益が出ていますが、令和 4 年度には赤字となり、その後も赤字が続く見込みとなっています。令和 18 年度では、約 5,668 万円の赤字となっています。

次に、下段の「資本的収支」をご覧ください。こちらは、下水道管の整備や施設の更新・改築など、将来の施設整備に関係する収支です。「収支不足額 (C) - (D)」を見ると、各年度で大きな不足額が発生しており、これを企業債などの資金や内部留保資金などで補っていく必要があります。特に一番下の「内部留保資金残高」をご覧ください。令和 3 年度には約 1 億 7,057 万円の残高がありますが、料金改定を行わず現行料金を継続した場合、徐々に減少していき、令和 9 年度にはマイナスとなる見込みです。その後も減少が続き、令和 18 年度には約マイナス 4 億 9,643 万円となっています。これは、現在の料金のままでは、将来的に事業を安定して運営するための資金が枯渇してしまうことを示しています。また、汚水処理原価は 1 立方メートル当たり 150 円程度で推移する一方、使用料単価は 111 円から 112 円程度となっています。その結果、経費回収率は 74% から 75% 程度で推移しており、汚水を処理するために必要な費用に対して、現在の使用料収入では、そのおおむね 4 分の 3 程度しか回収できていないという状況です。

なお、このシミュレーションでは使用料改定率を設定していませんので、現在の料金をそのまま継続した場合に、収支や内部留保資金がどのように推移するのかを確認するための資料となっています。この 27 ページのシミュレーションから、料金改定を行わない場合、使用料収入の減少により赤字が継続し、最終的には内部留保資金も大きく不足することが見込まれるということが確認できることと思います。

このシミュレーション表ですが、令和 9 年度からはシミュレーションのため、予測となるものですが、最も厳しいパターンとして見ていただくべきなのかと感じております。というのも令和 9 年度から内部留保資金が不足するとなっておりますが、仮にこのような状況に実際になったら、もっと企業債を借り入れて収入を増やすとか、若しくは建設改良費を抑えて支出を減らす方法など様々な対策を練るはずであり、実際には令和 9 年度に現金が底をつくということは起こりえないはずだと。内部でもそういった意見がありました。

しかしながら企業債が増えることは将来への負担にもつな

がるため、大きく借りすぎることも良くないことも承知しております。いずれにしても料金改定せず現行料金を継続した場合は、遠くない将来、近い将来には現金が不足することは明らかであると考えております。

次回の審議会からは、実際に改定した場合のシミュレーションを複数用意して財政状況を確認するとともに、その改定パターンの場合、料金がおよそいくらかまで算出して皆さまには審議いただくことを予定しておりますが、使用料以外の収入や支出の計画についても再度、検討し直して次回からの資料とさせていただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【会長】

はいどうもありがとうございました。

ただいま事務局より、審議案件説明ございました下水道事業そのものの説明あるいは、予算全体一般会計含めた幅広い説明がございました。ご提案誠にありがとうございました。ここで10分ほど休憩をとりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

なお再開後は委員の皆様には事務局に対する質問とか、あるいは今までの説明の中でのご意見を伺いたいと思います。

～休憩～

【会長】

それでは少し早いですがけれども審議を再開いたします。

冒頭で中村課長様からもお話があったように今回は具体的な料金改定パターンが提示されるということではなく、議論を進めるための下水道事業の経営状況など説明をいただきました。ここからは先ほど申し上げました通り、皆様からのご質問や料金体系に対する現時点で説明を聞いたご意見等を伺えたらと思います。ご意見、ご質問等ございましたら挙手いただければと思います。

どなたかいらっしゃいませんか。山下委員お願いします。

【山下委員】

質問というより、基本的なことを2点伺いたいのですが、下水道というのは、基本的に、分流式と合流式があります。東京の方なんか雨水も、生活雑排水も一緒にする合流式、函南町はどちらを採用されていますか。

【事務局】

函南町は分流式で、汚水だけを浄化センターに流して、雨水となる水は、道路側溝ですとか、浸透させて、分けるという分流式を採用しております。以上です。

【山下委員】

先ほどの説明で、資料の14ページ、ここで、独立採算の原則ということで、雨水処理費用について明記されています。

これ非常に誤解を与えてしまうなと思いました、合流式だったらわかります。言いたかった内容はわかります。

要するに雨水は単費でやっているというのは。側溝や河川の工事は単費で全部やって、一般の人たちにその地域に住んでいる人たちから受益をもらってないという意味で書いてあることはわかりますが、下水道事業の経営原則の中で、この雨水を取り入れると、わからない人は雨水も入っていて、その雨水の部分だけ単費でやっているのかなというような誤解を招いてしまうかなと思ったので質問させていただきました。ただ、あくまでも分流式で、雨水と汚水はわかれているとことでよろしいわけですね。

【会長】

事務局の方いかがでしょうか。

【事務局】

今の山下委員からのお話の内容になりますけれども、雨水に関して、函南町は先ほど分流式ということで、汚水のみを狩野川東部浄化センターで処理していると話をさせていただきましたけれども、冒頭で、町長の方からも旧町で話されていきましたけれども、今現在は伊豆市、伊豆の国市、函南町の2市1町の汚水を東部浄化センターで処理をしております。

その処理をする水の中で例えばそのマンホールの穴とか、そういったところからどうしても雨水は少なからず入ってくるというものがございます。そのため、その辺りに関しましては、雨天時侵入水対策という形で現在、県の方でもその対策計画を策定しているところですが、完全分流といっても実際には完全に本当に分類できているわけではなくて、雨水も入ってしまう部分があります。そういったものを処理する費用は一般会計からの負担という形で、こちらの雨水公費、汚水私費の原則ということで記載させていただいております。

【山下委員】

はいわかりました、理解しました。

もう一点ですけど、函南町の下水道管というのは、私が記憶している限り塩ビ管とヒューム管、当初51年からヒューム管でやっているところもありますよね。ヒューム管というのは、コンクリート管で、塩ビ管というのはプラスチックの感じですけど、それによって自然流下で勾配が決まっていて何パーミリという勾配で流れていると認識しています。

ヒューム管の方がちょっと角度をつけないと流れにくいのです。塩ビ管の方が抵抗少ないから、少ない勾配で流れるのですけれども。質問は、この11ページに塩ビ管の価格だけを計上してありますが、今の習慣とか何かの補修とかには、今まで通りヒューム管でやっているのか、それとも塩ビ管にシフトしているのかその辺りを教えてください。

【事務局】

特に昭和の時代とか平成の時代とかヒューム管を主な布設の管種としてやっておりました。それがもう少し安くて効率の良い塩ビ管に移ったわけですが、現時点においてはそのほとんどが塩ビ管で、特殊な推進工事で必要となる時だけ一部ヒューム管を採用しております、そのほとんどが塩ビ管でございます。

古いヒューム管を老朽化に伴って改築等が必要な場合については、完全に布設替えする場合、塩ビ管が多く採用されるものと認識しております。もしヒューム管を使ったままで、改築するのであればそれは改めて内面補修みたいな形で生かした形で、延命措置をしていくものと認識しています。以上です。

【山下委員】

はいありがとうございました。

【会長】

他にはありますか。

富田委員お願いします。

【富田委員】

今日の説明の中で、一般会計からの繰入金について、かなりその部分が料金改定においては大きなウエートを占めてくることになるのかなという印象を受けました。

一般会計からの繰入について、今後ですね、この会議の資料として、一般会計からの繰入が適正に今行われているのかなのか、また何か基準があってですね、基準の中で、繰入が行われているのかなということが知りたいです。

それと他市町では、どういう状況で繰り入れをしているのかというところも、状況として把握したいなというのがありますので、これはお願いということで、よろしくお願いします。

【事務局】

はい、一般会計からの繰り出しの基準というものがございまして、その他資料の 63 ページからがその資料となります。その他資料の 63 ページをご覧ください。こちらが総務省から毎年出されております地方公営企業繰出金についての基準を定めたものとなりまして、今回、何十枚もある資料なので、下水道事業の部分を抜粋して載せさせていただいておりますけれども、例えばこの 65 ページの雨水処理に要する経費、また分流式下水道に要する経費、また、66 ページの流域下水道の建設に要する経費、そういったものについて、こういう基準があって算出して、予算要求において、財政部局に向けては、一般会計からの負担金を、これだけの金額をお願いしますという形で、予算確保を毎年しております。

こういった中で、しっかり基準に定められたものを提示して予算要求させていただいているこのスタンスは来年度以降も特に変わることはないと思っておりますので、その金額と

というのが今年度の予算において約3億9000万円をいただいておりますので、多少の増減はありますけれども、この3億9000万円前後で来年度以降も積算して要求をしていくような形になろうかと思えます。

もう1つの他市町の一般会計の負担のことがございましたけれども、例えば2市1町の伊豆市と伊豆の国市も、どこも一般会計からの負担に頼っているというのは事実でございます。長泉町ももちろんそうだというふうに認識をしておりますけれども、今、手持ちで各市町どの程度のものかというのは集計した資料はございませんので、その辺りを整理して次の審議会で皆様に提供できればいいかなと思っております。よろしくお願いします。

【会長】

よろしいでしょうか。

【富田委員】

はい。ありがとうございます。次回でお願いします。

【会長】

はい、次回に資料の提出をお願いしたいと思います。

その他、何かございますか。はい、渡邊委員。

【渡邊委員】

単純な質問ですけれども、水道料金ของときも心配な状況が続き今回も下水道料金で大変な状況が続いている。そして先ほどの事務局からの説明で、函南町の財政も県下最悪というようなお話がありました。これって、住んでいる人にとってもすごく心配なことです。

他部署でも同じようなことが起こっているのでしょうか。

そして、今後どう改善していくのか、76ページで教えていただいた財政状況調査というのを見ると、函南町は令和6年度から2ポイントも上がっているわけで。半数近くのところは、努力なのか下がっているような状況の中で函南町はどうしてこのようなのか。100になったら破綻ということですか。

だからそういう状況の中で地方債というのもずっとありますよね。これは、調べたら借金だと。その借金の地方債というのも今後ツケが回ってくるということを考えると、とても心配な状況をひしひしと感じました。

【会長】

はい、ありがとうございました。

【事務局】

少し全般的なお話になるので私の方から回答をさせていただきます。上水道の料金につきましても、今度9月定例会に再度条例を提出させていただいて、また議員の皆様にご審議をいただくというところで、料金の改定というところでございますけれども、今日はまた新たに下水道料金というところで、後段の経常収支比率、76ページのところで2ポイント上がっていて県下で一番悪いという、高いというところですが

れども。これは通常の収入を持ってどれぐらいの経費を賄えているかというところがあるので、この数値が高ければ高いほど、財政が硬直化しているというところを示すものです。いろいろなものに使えないので、決まったものにしかなかなか使えてないというようなことを示す指標になりますので、100%になったら即破綻というところではございません。

当然町では財政調整基金という貯金のようなもの、基金もしっかり持っておりますので。それは基本的には災害のようなものに備えておりますが、いざというときにはそういった貯金を取り崩しながら、行政サービスというのは、提供していきます。そのため、町の方では行政サービスの見直しというのをこれからどんどん進めていかなければいけない。そしてこの経常収支比率というのを下げていかなければいけないというのは一方でやってはいます。

水道料金、また下水道料金につきましては、やはり料金で運営していくというのが大原則でございますので、その部分はその部分でしっかりと見直しをしながら進めていきたいというところですので、町全体が悪いというところではなくて、いろいろなものを見直していかなければいけないというのが現時点の状況というところでございます。以上です。

【会長】

その他に何かございますか。はいお願いいたします。

【伊澤委員】

塚本区は水害が多い地域ですけれど、最初冒頭で、マンホールポンプの話が出ましたけれど、例えば地震か何かで、電源がなくなった場合とか、そこら辺が停滞するようになるのでしょうかというのが1つと。あとは、私塚本の水害のときに、塚本公民館の裏に汚水のマンホールがありますが、水がつくといつもそこが噴き出して、かなりの量がそこから入ってくるのだと思っておりますが、その辺りの改善策などがありますか。以上です。

【事務局】

まずマンホールポンプ場ですけれども、当然電気が来なければ運転は停止してしまいますが、そのような時に非常用発電機を使って、ポンプを動かして、平常な状態を維持するというような訓練とか用意はしているところでございます。

いつもマンホールがついてしまうところがあるということですが、これは結局、函南町の東部浄化センターの方で汚水処理をしている中で、皆さん記憶に新しいところはおそらく令和6年度に結構大規模な逆流の被害があったと思います。けれども、伊豆市、伊豆の国市の汚水も一気に函南町の方へ流れてくるものですから、一番最下流の函南町が一番そうした被害を受けやすい地域にあるということは事実でございます。その事実がございまして、東部浄化センターを維持管理する県にも被害の状況を伝えて、緊急時の放流やそのような

ことに関しては、運用を改めてもらい、函南町の中で逆流しないように緊急放流とかそういった対応を県の方でもしてくださるよう要望を重ねてまいりました。

その辺りの運用を県の方でも見直していただきまして、令和6年度のような大雨の場合には緊急放流ということも狩野川東部浄化センターの方で対応してくださるということになりましたので、令和6年度の時のような雨のときには対応が変わっておりますので、これまでよりは逆流というのは大幅に減っていくと認識しております。

また先ほど言った雨天時侵入水に関しまして2市1町のところになりますけれども、一気に汚水が、雨水も一部混ざりますけれども、それが東部浄化センターに一気に流れてこないように流れてくる水のボリュームを少し抑えながらピークカットをしようと、要は一気に狩野川東部浄化センターに2市1町の汚水が来ないようにピークをずらすという意味で、オリフィスという通常流れてくる管路の口を少し狭めて、一気に流れてこないように、伊豆市から段々と一気に流れてこないよう汚水の量を調整しながら、少し遅らせて流せるような対策を、今県の方が中心になって検討しているところです。その計画自体が今年度、ある程度の形になってまとまってくる予定ですので、更に対策は進んでくるのかなと思っております。以上でございます。

【伊澤委員】

ありがとうございます。

【会長】

吉田委員、何かございますか。

【吉田委員】

区として、利用者代表で選ばれていますが、わからないところもありますけど、先ほど出ましたけれど、前回7月の区長会で上水道料金の値上げのことも言っていて、これも大幅な値上げが必要だということで審議会を経てということで。住民説明会に行くことができなかったのですが、どんな話題が出たのか。これにまた下水道の値上げということで、住民の反応はどうなのかなというふうなところです。

もう1点ですね、広報紙の8月号に9月10日が下水道の日というのがありまして、そこに受益者負担金というところで下水道が整備された土地に一度だけ付加されるもので、地積1平方メートルあたり180円ですと。こういうお金もかかっているところで初めて知りました。

【事務局】

まず上水道の住民説明会の内容についてですが、住民説明会は全部で3回開催させていただきまして、合計で76人のご参加がございました。場所は西部コミュニティセンターと函南町役場2階会議室と、あとは文化センターで開催をさせていただきました。

多くの方からいろんなご質問とかご要望ありましたけれども、内容に関しましては、なぜ 41.6%という高い改定率なのかということや、今日この下水道事業審議会をやっていますが、下水道料金は改定にならないのかというお話もありました。

あとは経費削減対策として、D X化というデジタル技術を使って管路の点検や、そういったものが効率よくできないか、削減できないのかというもの。あとはその審議会の委員さんの選定方法であったり、会長の選定方法であったり、そういったのはどうなっているのかというようなご質問がございました。

当然ですね、3日開催して76人の参加でしたけれども、やはり多くの町民の方は参加できていない状況にありましたので、8月26日の水曜日になりますけれども、説明会で配布させていただいた資料全てと、その議事録全てと、議事の要旨をホームページで公開させていただきました。そのため、ホームページをご覧いただくと、実際どんな話だったのかというのは、全てご確認いただけるような状況にございますので、よろしければ、そちらを拝見していただければと思います。今私がお答えした質問以外にも質問、ご意見等はございましたので、そちらを見ていただければなと思います。

受益者負担金、分担金について簡単に説明させていただきます。これは、下水道工事によって下水道の本管は、道路に埋設されることになりますけれども、例えば、皆様の家に排水管が接続された際に、その下水道工事の費用を一部負担していただくというのがこの受益者負担金分担金の趣旨です。下水道事業自体が、函南町内全部に整備されるわけではなくて、市街地を中心に整備をされるものですので、建設費の一部を、受益者の皆様に一部負担していただく、そういう制度で、一つの土地に対して生涯1度だけかかるものです。

そのため、例えば吉田委員や伊澤委員は住まいが間宮、塚本ですので、整備されたのはおそらくもう、40年くらい前かもしれないかもしれませんが、1回だけ、その土地の面に1平方メートルあたり180円をかけたものを賦課させていただいき支払っていただいたと、そういった制度でございます。

【会長】

吉田委員よろしいでしょうか。

【吉田委員】

はい。どうもありがとうございます。

【会長】

その他ございますでしょうか。

議会の方から何かありましたらお願いします。

【鈴木委員】

はい、非常に現状の部分についての説明が、わかりやすくなっておりまして、理解しやすい内容に、以前よりもどんど

んなっているという気がします。

ただですね、やはり例えばこの 11 ページの資料ですけれども、硬質塩化ビニル管プレーンエンド直感 V U φ 200 と書いてありますけど、一般の町民の方には、こんなこと書いてもわからないと思います。例えば資材の一部の推移とか、そういうふうに書き換えることによって一般の方々にわかりやすくなる部分というのはあると思います。

その辺りを町民説明会などでも採用していただいて。苦労はすると思いますけれども、資料作りの方を再度考えていただければと思いました。本来はパワーポイントを使って画像で説明会をやっていたいたりとできたら、非常に町民の方はわかりやすいのかなと思います。いつもお願いしている丁寧な説明ができるように絶対やりなさいというわけではありませんが、少しでもその辺りは努力をしていただければありがたいなと思いました。以前よりもだいぶきちんとした資料を作っていただいて、かなりの苦労はされているなという気がしますけれども。よりわかりやすくしていただけるとありがたいという意見でございます。

【会長】

鈴木委員どうもありがとうございました。

【事務局】

はい。貴重なご意見、どうもありがとうございました。

下水道事業は、公営企業会計という中で日々仕事をしているわけですが、公営企業会計そのものが先ほど説明の中で、収益的収支や資本的収支という説明はさせていただきましたけれども、できる限りわかりやすく説明させていただいて少しでもご理解いただけるようにという形で工夫はしているところですが、やはりそれでも難しさがあるものですから、鈴木委員からのお話にあったように、当然わかりにくい言葉だとか、わかりにくい内容というのがございますので、2 回目以降の資料作りの方にも少しずつ工夫をしていきたいなと思います。

また、本日資料をお持ち帰りいただいて、その他の資料に關しましては、2 回目以降もお持ちいただきますけれども、そういった資料の中でも、第 2 回目までの間に時間があれば目を通していただきながら、わからないところがあれば、電話とかご連絡いただいても構いませんので、これはどういう内容なのかご指摘いただければ対応させていただきたいと思いますので、また 2 回目以降の資料作りに取り組みながら考えていきたいと思いますので、どうも貴重なご意見ありがとうございました。

【会長】

はい鈴木委員よろしいでしょうか。

【鈴木委員】

はい、どうもありがとうございました。

【会長】

他に何かございましたら、ご発言いただけるとありがたいです。

【秋田委員】

はい。丁寧に説明していただいて、何もわからないところから下水道の料金はこういうふうに使われているというのと、公費もこういうふうに使われているというのがわかったところで、最後の下水道事業審議会のシミュレーションの表を見て、この年代から赤字になるのがわかりやすいというか、その中で、何でこんなに赤字が続いているのに、今やるのだろうなという、もうちょっと早くやってくれたらいろんなものが物価高騰で家庭も逼迫しているのに更にというのがあって。

なんかもう少し早い段階でいろいろ対策を打ってくれたら、もっと早くやってくれたらよかったなというのを少し感じたところではあります。

【会長】

どうもありがとうございます。中村課長お願いします。

【事務局】

今の秋田委員からのもっと早く料金改定していれば良かったのではないかというご意見ですけれども、それは本当にその通りですみませんとしか言いようがありませんけれども、そもそも水道事業も料金改定の説明会を行わせていただき、今回この下水道事業審議会ということで料金改定について、こうして皆様にお集まりいただきながら料金改定について考えていく時間を設けさせていただいているところですが、公営企業会計となりますと、一般的な民間企業と同じような内容で、経営に関してはしっかりと自分たちで経営していかなければならないということになりますけれども、ベストな公営企業会計の運営、下水道事業は、程よく貯めて、程よく借りて、程よく使うというのが理想的な経営状況かと思えます。

程よく貯めるというのは先ほど言った収益的収支の中で少しずつお金を貯めていく。借りるというのは先ほどお話がありました企業債ですね、企業債で少しお金を借りて、それで工事を行っていくと程よく使うという、計画的に更新や耐震化などの工事を進めていくということになりますけれども、今現状の函南町の公営企業の経営状況に関しては、そもそも程よく貯めるということが既に赤字なわけですね。

だから貯められなくて工事をやらなければいけないということは、ほぼ全て借金というか借金をして工事を行っている状況ですけれども、先ほどこのまま料金改定をしなかったらどういうふうになるかのシミュレーション表でメイン資料27 ページに表がありましたが、一番下段の内部留保資金残高というのがございますが、それがもう赤字になっているとい

うことは現金資金が枯渇するということになりますけど、内部留保資金がなくなるということは、災害とかそういったことになってもお金は1円もありませんという状況になります。

そのため、程よく貯めれば内部留保資金がある程度貯まるとお金があるじゃないか、貯金があるじゃないかと言われる方もおりますけれども、数億円あったところで何の意味もないですよ。例えば今ですね、水道管でも下水道管でも50年60年たって日本全国的に老朽化してきて、あちこちで陥没事故とかがございますけれども、50年前、新しく設置したときは何も問題がないので、その後30年40年は日々の維持管理をするだけで一切手間がかからなかったから、そんなにお金がなくても、日々の経営が成り立っていたのです。そこに今、日本全国で老朽化を迎えた管が一斉に出てきたので、今、何十年もかけて何百億円とかけて布設してきた管路を一気に何百億円かけて一斉に更新できるのかと言ったところで、内部留保資金はないです。

そのため今後工事の資金がないという状況で、料金の改定について考えていかなければならない状況にあるということです。料金取りすぎじゃないかとか多いじゃないかと言っても、それは老朽管が、下水道管が、50年後、60年後に布設替えるために必要な資金をコツコツ貯めていく毎年毎年のお金になるわけです。今がよければ、未来はどうでもいいというのなら、料金改定する必要はないと思います。ですが、未来を考えたときに、函南町の今いる子供や孫たちが大人になったときに安定して下水道や水道を使える函南町の未来を考えたときには、今ここにいる大人たちが真剣に考えて料金改定に取り組まなければ、莫大な借金とかそういうのが未来に先延ばしになってしまうことになります。その説明を今日事務局の方から、こういった資料を使ってさせていただいたということになりますので、料金改定が高いじゃないか、安いじゃないかというのがありますけど、私個人的には未来の函南町を考えた時、料金改定しなければならない状況にあると考えますので、取り組んでいきたいと考えているところです。以上でございます。

【会長】

はい、どうもありがとうございました。

日吉委員、もし何かございましたら発言をお願いします。

【日吉委員】

はい。今課長の方から説明いただきまして、皆さんご存知の通り上水道で値上がりすると当然上水道と下水道とセットですよ。上水道を使えば下水道も当然セットなので、そうすると町民の方に上水道も上がりました下水道も上がりましたという説明に関して、どの程度まで上げるのかは頭の痛い問題で、下水道単体だけだったら値上げしますでいいですけ

ど、上水道が上がって、下水道も上がるとなると、町民の方がどうしても不安になるのではないかと懸念しているところです。

とはいえ、課長もおっしゃった通り、資金的なものも含めてしていかないと、慎重に議論していかないと、ただ単に財政を維持するためだけにやったとするならば町民に対して。ここで上水道が上がってないのならまだしも、上がったうえに更に下水道も上がるということになると、二重の負担になってしまうという懸念を持ってまして、そこを皆さんの中で真剣に議論していかないと、ただ単に上げるということだけじゃなくて、じゃあ現状維持でいいかっていうと現状維持も今後どうなのというところもあるので、その辺りについては皆さん慎重にしていきたいなというのが意見です。以上です。

【会長】

はい。どうもありがとうございました。今の日吉委員のコメント、何かございますでしょうか。

【事務局】

はい、日吉委員がおっしゃられたように、上水道料金の改定に今取り組んでいるところでございまして、先ほどの説明でもありましたけれども、9月議会で水道料金改定の条例改正を上げさせていただいているところですが、町民の方からすれば、上水道料金が上がって下水道料金もと感じるのは当然のことだと思います。上水道料金の改定率は、住民説明会でこれまでも言っているとおり41.6%で2ヶ月に20立方メートルで850円の値上げになるということで、今回この下水道事業審議会を開催させていただいております。

先ほど説明もありましたけれども、次回以降、本格的な審議に入っていくに当たりまして、料金の改定のパターンをいくつかお示しをさせていただきたいと思っています。改定率では高いけれど料金で見ると、実はそんなに高くないというのがありますし、実際に審議会委員の皆様も、どれくらいの料金が上がるのかという金額を見てみないと、なかなかそういった判断もできないと思いますので、今後の審議会の中で、料金改定の額などを見ながら上水道料金の改定もあるというのを踏まえた上で、どのパターンが一番理想的かということで、2回目以降でご審議をいただければと思っています。

今回の下水道事業審議会での料金改定の方針案の中で経費回収率100%を段階的に目指すとありましたけれども、伊豆市、長泉町はそこが80%だったという説明もありましたが、この方針も100%でいいのかどうなのかということも含めて、下水道の料金改定について審議を重ねていただきたいと思います。以上でございます。

【会長】

はいありがとうございました。

【日吉委員】

今回、上水道で特に注意してほしかったのは改定率だけが先行してしまって、41.6%というだけで町民の方が結構なものだと。やはり実際はそうではないにしろ、今回また下水道も例えば何%ですよっていうと、そこが先行してしまうと、ものすごく何か負担になってしまうイメージですので、町民に対しての説明も含めてしていかないと、率だけで、例えば仮にそれが改定率 10%でしたって言うとなぜ両方で 50%上がるのかみたいな、そういう誤解を与えないような形をとっていただきたいなと思います。以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。

はい、副会長お願いします。

【副会長】

料金問題でいろいろありましたけれども、住民説明会は 3 回もやって、私も議員ですので歩いていると話をしますが、だいたい皆さん理解しているのですよね。しかし上げることに対しては、もう賛成せざるを得ないけれど、段階を経てやってくれとか、少しずつ上げてくれとか、そういう声が多かったです。水道料金しょうがないけれども、他の方で支援してくれとかそういう声もありましたけれども、下水道も上がるのでしょと聞かれたりしているので。1 月に説明会を行うということで、これは大変良いことだなと思っております。

審議会は 5 回もやりましたけど、なかなか議員の方にもなかなか理解をしていただけなかったっていうのが現状ですね、よく説明をしていただきながら進めていただきたいと思います。

質問は 2 点です。

今回の審議は、下水道運営の検証と下水道料金についてとありますけれども、これどこまで検証するのかということで、大きな課題と思っております。

もう一つは、料金改定の収益シミュレーションが令和 3 年からのシミュレーションなっていますが、料金改正されたのはおそらくこれ、平成 29 年ですので、令和 3 年から開始されていますが、平成 29 年度の前後のシミュレーション、経緯があればもう少しわかるかなという感じです。

【事務局】

まず諮問書の下水道事業運営の検証及び下水道料金についてということですが、下水道料金について審議していただくのに、運営の内容についても検証をしていかないと、なかなか料金も決められないというところがございます。というのは、下水道事業を運営するにあたって、一般会計からの負担金だとか、企業債を今後どのぐらいの推移でそれぞれの金額をシミュレーションしていくかということも見ないと、料金が出てきませんので、そういったところも含めて検証して

いただくという意味で、諮問に含めさせていただいております。

シミュレーション表の前後ということですが、今、手持ちの資料がございませんので、2回目以降に準備ができるようでしたら、用意をさせていただきたいと思います。以上でございます。

【会長】

はい、どうもありがとうございます。

最後に、私の方から少しだけお話をしたいと思います。下水道料金はですね、これもするしかない状況だと思います。

南海トラフ地震と言われて久しいですが、幸いにして今のところ来てないですが、熊本地震では水道の方がクローズアップされた報道もされていますけれど、近い将来、南海トラフ地震が起こればと思います。そのときに、下水や水道の基本インフラがしっかり整っていないと避難所に避難した住民の方は大変な目にあいますので。解消できないかもしれないけれど、緩和するためには、水道ですと避難所までの給水を。下水でしたら、避難所から浄化センターまでの管路の耐震化は必至かだと思いますので、そのためにはぜひとも工事の原資を確保するためにも、将来の町民の幸せのためにも一定の資金は必要ですので、値上げはやむを得ないのではないかなと思っております。

あとはその値上げ幅と値上げの時期ですね。それは皆様方のご意見を伺いながら町長に答申すべく議論をまとめていきたいかなと思います。

審議会の話からは、若干余談かもしれませんが、先ほど山下委員から不明水の話や伊澤委員から大雨時の逆流問題とかありましたけど、それで自分が沼津土木の所長のときから不明水対策を何とかしろという話をしていて、それは全て函南町に負担をかけることになるということを、部下に言いながら対策を進捗させるようなことも致しましたので、今オリフィスの設置まで行ったので、少しは塚本区の負担は軽減されるのではないかと期待をしておりますけれど、上下水道課としては、県に引き続きいろんな声を届けていただいて、頑張っていたいただければと思います。

あと収入増の話の中では水洗化率は90%ですので、残りの10%の方が何らかの理由で接続してないかと思いますが、そのあたりによって収入増に繋がろうかと思っています。

あと今後の流れの中でW P P Pといいまして、水関係のマネジメントを統合的にやっていこうという国の方針がありまして、それをやらないと国の補助がもらえなくなるかもしれないという状況がありますので、上下水道課はいろいろ大変だと思いますし、あまり大きな枠組みにしていまいますと、町内地元の業者さんが、工事に参入しにくくなるということも懸念されていますので、その辺りうまくバランスを見なが

	ら、国費を確保するためにもこういったW P P Pは何らかの形で進めていただかなければならないかなと思ひまして、ちょっとお願いの話になりますけれど、下水道料金の上げ方を極力抑えるためのコツを考えながら審議して取りまとめていきたいなと思ひております。 以上をもちまして本日の審議を終了したいと思ひます。進行を事務局の方にお返しします。よろしくお願いいたします。 【司会】 原会長、審議事項の進行どうもありがとうございました。 それでは次第 10 閉会になります。閉会にあたりまして、建設経済部長の村上より閉会のご挨拶を申し上げます。村上部長お願いいたします。 【村上部長】 本日は公私ともに大変お忙しい中、下水道事業審議会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。 今日は第 1 回の審議会として下水道の概要や、会計の仕組み、現状や課題など非常に多くの情報の説明で大変お疲れになられたかと思ひますけれども、また今後ともよろしくお願いいたします。 次回は 10 月の中旬ごろというところで第 2 回の審議会を予定しておりますけれども、先ほどから説明してはいますが、具体的なシミュレーションをいろいろお示ししながら皆様方からご意見を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。 以上をもちまして、下水道事業審議会、第 1 回目の審議会を閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。
備	考